

## 議案第 3 2 号

### 定住自立圏形成協定の一部変更について

五ヶ瀬町と延岡市は、平成 22 年 1 月 7 日に締結した定住自立圏形成協定の一部を別紙のとおり変更したいので、その協議について第 5 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

五ヶ瀬町長 原田 俊平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小笠 まゆみ

## 定住自立圏形成協定変更協定書

延岡市(以下「甲」という。)と五ヶ瀬町(以下「乙」という。)は、平成22年1月7日に締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する。

1 別表第1の③に次のように加える。

権利擁護支援体制の充実	取組の内容	圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するため、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行う。
	甲の役割	乙と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。
	乙の役割	甲と共同し、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関を設置し、運営するとともに、必要な調整を図る。

2 この協定は、平成31年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 延岡市東本小路2番地1  
延岡市  
延岡市長 読谷山洋司

乙 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地  
五ヶ瀬町  
五ヶ瀬町長 原田俊平

《その他の案件》

議案第32号 定住自立圏形成協定の一部変更について

定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例に基づき、平成22年1月に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

【変更内容（延岡市と連携する取組の分野の一部追加）】

①福祉の取組内に「権利擁護支援体制の充実」を追加

＜理由＞高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加、親亡き後の知的・精神障がい者の支援といった課題がある中、そのような者の財産や生活を法的に保護できる「成年後見制度」の必要性が高まりつつある。そのため、圏域住民に対する権利擁護支援体制を構築するべく、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築その他の必要な取組を行うもの。

大区分	中区分	小区分	延岡市と連携する市町村（○印＝協定締結）							
			日向市	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町
(1) 生活機能の強化	① 地域医療	【1】 圏域医療体制の充実	○	○	○	○	○	○	○	○
		【2】 初期救急医療体制の確立	○	○	○	○	○	○	○	○
		【3】 検診体制の構築	—	—	—	—	×	×	×	—
	② 産業の振興及び雇用の場の確保	【1】 雇用の場の確保	○	○	—	—	○	—	○	—
		【2】 木質バイオマス燃料の推進	—	—	—	—	—	○	○	○
		【3】 鳥獣被害防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○
		【4】 水産物のブランド化及び販売	—	○	—	—	—	—	—	○
		【5】 圏域観光の推進	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 福祉	【1】 次世代育成支援対策	○	○	○	○	○	—	○	—
		【2】 障がい者の支援体制の構築	—	○	—	—	—	○	○	○
		【3】 権利擁護支援体制の充実	—	—	—	—	—	●	●	●
	④ その他	【1】 消防相互応援体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○
		【2】 廃棄物の適正処理	—	—	—	—	—	○	○	○
		【3】 大学との連携	○	○	○	○	○	○	○	○
		【4】 農林水産物の地産地消の推進	—	—	—	—	—	—	○	—
	(2) 結びつきやネットワークの強化	① 産業振興のための社会資本の連携活用	【1】 物流基盤の連携整備	○	○	—	—	—	—	—
【1】 中心市街地の活性化			—	—	—	—	—	○	○	—
③ ICT基盤の整備活用		【1】 地域情報ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○	○	—
		【2】 ICTによる遠隔医療、遠隔教育等システム構築の研究	○	○	○	○	○	○	○	—
④ 高速交通網及び幹線・生活道路の整備、活用		【1】 交通ネットワークの整備充実	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑤ 地域の相互理解と交流の推進	【1】 地域の資源を活かした圏域内の交流	○	○	○	—	—	—	—
【2】 スポーツ合宿の共同誘致			○	○	○	—	—	—	○	○
【3】 森林保全			—	—	—	—	—	○	○	○
(3) ネット能力域のマネージメント強化		① 圏域住民の人材育成	【1】 職業系の人材育成	○	○	—	—	—	—	—
			【2】 地域の資源を活かした人材育成	○	○	○	○	○	○	○
	② 職員の交流	【1】 行政職員の人材育成	○	○	○	○	○	○	○	○
		③ 外部人材の活用	【1】 ICT基盤を活用した生活機能の強化に係る検討	○	○	○	○	○	○	○
	【1】 自治体電算システム機能の共同調達		○	○	○	○	○	○	○	—

○：当初の協定項目（平成22年1月）

●：今回追加する協定項目（平成31年3月） ×：今回削除する協定項目（平成31年3月）

(参考)

◆定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例◆

定住自立圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。